

○千代田区景観まちづくり条例施行規則

令和2年6月1日規則第32号

改正

令和3年3月31日規則第26号

千代田区景観まちづくり条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）及び千代田区景観まちづくり条例（令和2年千代田区条例第9号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(工作物の範囲)

第3条 条例第2条第2号の規則で定める工作物は、次に掲げるものとする。

- (1) 煙突（支杵及び支線がある場合においては、これらを含み、ストーブの煙突を除く。）
- (2) 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの（旗ざおを除く。）
- (3) 広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの
- (4) 高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの
- (5) 擁壁
- (6) 昇降機、ウォーターシュート、飛行塔その他これらに類するもの
- (7) 製造施設、貯蔵施設、遊戯施設、自動車車庫（建築物であるものを除く。）その他これらに類するもの
- (8) 橋、歩道橋、高速道路高架橋、鉄道高架橋その他これらに類するもの
- (9) 工事現場の板塀又はこれに類する仮囲い
- (10) その他千代田区長（以下「区長」という。）が指定するもの

(景観まちづくり計画の軽微な変更)

第4条 条例第8条第5項の規則で定める軽微な変更は、法第8条第2項第1号、第2号若しくは第4号に規定する事項又は同条第3項に規定する方針の変更以外の変更とする。

(行為の届出等)

第5条 条例第11条第1項の届出（法第16条第1項の届出に限る。）又は通知は景観計画区域内に

おける行為の届出（通知）書（第1号様式）を、条例第11条第1項の届出（法第16条第2項の届出に限る。）は景観計画区域内における行為の変更届出書（第2号様式）を提出して行わなければならない。

2 条例第11条第2項の変更通知は、景観計画区域内における行為の変更通知書（第3号様式）を提出して行わなければならない。

3 第1項の届出若しくは通知又は前項の変更通知（以下「届出等」という。）は、別表の左欄に掲げる行為の種別ごとに同表中欄に掲げる手続に係る同表右欄に掲げる届出日又は通知日（2以上の手続に該当する場合は最初に到来する届出日又は通知日）までに行うものとする。

（行為の適用除外）

第6条 条例第11条第3項の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

（1）法第16条第1項第1号に掲げる行為のうち、次に掲げるもの

ア 高さ（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「施行令」という。）第2条第1項第6号に規定する高さをいう。以下同じ。）が10メートル以下の建築物（景観重点地区（条例第8条第3項の規定により定められた地区をいう。以下同じ。）内にあるものを除く。）の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更とすることとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更（イにおいて「新築等」という。）

イ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第5項に規定する仮設建築物のうち、工事現場事務所又は仮設選挙事務所の新築等

（2）法第16条第1項第2号に掲げる行為のうち、施行令第138条に規定する工作物及び第3条第8号に規定する工作物以外の工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更とすることとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更

（3）法第16条第1項第2号に掲げる行為のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第13項に規定する開発区域の面積が3,000平方メートル未満の開発行為

2 届出等に係る行為が行われる土地が2以上の区域区分（条例第8条第2項の規定により区分された区域をいう。）又は景観重点地区（以下この項及び第9条第2項において「区域区分等」という。）にまたがるときは、当該土地は2以上の区域区分等のいずれにも属するものとして、条例第11条第1項及び第2項の規定を適用する。

（届出等に係る添付書類）

第7条 景観計画区域内における行為の届出（通知）書又は景観計画区域内における行為の変更通知書には、景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号。以下「省令」という。）第1条第2

項に規定する図書を添付しなければならない。ただし、条例第13条第1項の規定による協議において既に当該図書の提出があったときその他区長が添付の必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 前項の図書のうち、省令第1条第2項第1号ニに規定する彩色が施された立面図は、全ての面を添付し、マンセル値（日本産業規格Z8721に定める色相、明度及び彩度の三属性の値をいう。）を表示したものとする。

3 条例第11条第5項の規則で定める図書は、次に掲げるものとする。

- (1) 措置状況説明書（千代田区景観まちづくり計画で定める法第8条第2項第2号の良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項に対する措置状況を記載したもの）
- (2) 各階平面図（千代田区景観形成マニュアル（平成10年3月策定）に記載するキーワード及び対処の状況を明記したもの）
- (3) 建築物の屋上又は屋根の平面図（室外機等の設備を明記したもの）
- (4) 建築物及び工作物の断面図
- (5) 外構計画図（外構の床仕上げに使用する材料、色彩、意匠、室外機等の設備を明記したもの）
- (6) 緑化計画図（緑地、植栽等の位置及び面積、樹種、樹高、本数等を明記したもの）
- (7) 建築物及び工作物のモニタージュ写真（完成予想図）
- (8) 開発行為における土地利用計画図又は造成計画図
- (9) 当該行為に係る工程表
- (10) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認めるもの

4 法第16条第5項の規定による通知には、前項各号に掲げる図書を添付しなければならない。

（景観まちづくり協議の添付図書等）

第8条 条例第13条第1項の規定による協議は景観まちづくり協議書（第4号様式を、同条第2項の規定による協議は景観まちづくり変更協議書（第5号様式）を提出して行わなければならない。

2 前項の景観まちづくり協議書の提出は、届出等の30日前まで、かつ、設計が容易に変更できるときまでに行うものとする。ただし、次に掲げる行為については、届出等の60日前まで、かつ、設計が容易に変更できるときまでに行うものとする。

- (1) 都市計画法第8条第1項第4号の特定街区を活用する建築物の建築等
- (2) 都市計画法第8条第1項第4号の2の都市再生特別地区を活用する建築物の建築等
- (3) 都市計画法第12条第1項第4号の市街地再開発事業として行う建築物の建築等

- (4) 建築基準法第59条の2第1項に規定する敷地内に広い空地を有する建築物の容積率等の特例を活用する建築物の建築等
- (5) 東京都環境影響評価条例（昭和55年東京都条例第96号）の対象事業に該当する建築物の建築等
- (6) 景観重点地区内で、高さが100メートルを超える建築物の建築等
- (7) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に景観上重要と認めるもの

3 第1項の景観まちづくり変更協議書の提出は、設計が容易に変更できるときまでに行うものとする。

4 第1項の景観まちづくり協議書及び前項の景観まちづくり変更協議書には、前条第3項各号に掲げる図書その他区長が必要と認める図書を添付しなければならない。

（景観まちづくり協議の工作物の対象規模）

第9条 条例第13条第1項第2号の規則で定める工作物の規模は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 条例第11条第1項の規定に基づく届出又は通知を行うもの
- (2) 景観重点地区内の高さ4メートルを超えるもの（前号に掲げるものを除く。）
- (3) 景観重点地区内の高さ1.8メートルを超える工事現場の板塀又はこれに類する仮囲い（設置予定期間が1年未満となるもの及び前号に掲げるものを除く。）
- (4) 景観重点地区外の高さ10メートルを超えるもの

2 景観まちづくり協議に係る行為が行われる土地が2以上の区域区分等にまたがるときは、当該土地は2以上の区域区分等のいずれにも属するものとして、条例第13条第1項及び第2項の規定を適用する。

（景観まちづくり協議の対象施設）

第10条 条例第13条第1項第3号の規則で定める施設は、鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関する施設、プラットホームの上家、貯水槽その他これらに類する施設（全体の外観が外部から望見することができるものに限る。）とする。ただし、区長が景観まちづくり上、影響が少ないと認めた場合は、この限りでない。

（景観まちづくり協議の対象行為）

第11条 条例第13条第1項第4号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。ただし、地下に表示する場合、表示期間が2日以内の場合その他区長が景観まちづくり上、影響が少ないと認めた場合は、この限りでない。

- (1) 東京都屋外広告物条例（昭和24年東京都条例第100号）第13条及び第14条に規定する広告物等以外の広告物等の表示、設置、増設、改造、移設又は表示内容若しくは表示方法の変更
- (2) 前号に掲げるもののほか、電光広告板その他の常時表示の内容を変えることができる屋外広告物の表示、設置、増設、改造、移設又は表示内容若しくは表示方法の変更
- (3) 前2号に掲げるもののほか、条例第8条第3項の規定により定められた景観重点地区内における屋外広告物の表示、設置、増設、改造、移設又は表示内容若しくは表示方法の変更
- (4) 前3号に掲げるもののほか、条例第13条第1項の協議の対象となる行為に付帯する屋外広告物の表示又は設置

2 条例第13条第1項第5号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。ただし、地下に表示する場合、表示期間が2日以内の場合その他区長が景観まちづくり上、影響が少ないと認めた場合は、この限りでない。

- (1) 景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成16年法律第111号）第1条の規定による改正前の都市計画法第8条第1項第6号の規定により定められた美観地区内及び都市計画法第8条第1項第7号の規定により定められた風致地区内における特定屋内広告物の表示、設置、増設、改造、移設又は表示内容若しくは表示方法の変更。ただし、東京都屋外広告物条例第6条第2号ただし書の規定により東京都知事が指定する区域を除く。
- (2) 前号に掲げるもののほか、条例第13条第1項の協議の対象となる行為に付帯する特定屋内

（景観まちづくり上重要な建築物等）

第12条 条例第13条第4項の規則で定める景観まちづくり上重要な建築物等は、次に掲げるものとする。

- (1) 景観重点地区内の高さが100メートルを超える建築物
- (2) 東京都環境影響評価条例の対象事業に該当する建築物
- (3) 都市計画法第12条第1項第4号の市街地再開発事業による建築物
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が特に景観まちづくり上重要と認めるもの

（行為の完了等の報告）

第13条 条例第15条の規定による報告は、速やかに景観計画区域内における行為の完了・中止報告書（第6号様式）を提出して行わなければならない。

（届出行為に係る勧告）

第14条 法第16条第3項の規定による勧告又は条例第16条第1項の規定による勧告は、勧告書（第

7号様式) により行うものとする。

(届出行為に係る公表の内容)

第15条 条例第16条第3項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法第16条第3項又は条例第16条第1項の規定による勧告に従わなかった者の氏名(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)
- (2) 法第16条第3項又は条例第16条第1項の規定による勧告に従わなかった者の住所(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地)
- (3) 法第16条第3項又は条例第16条第1項の規定による勧告の内容及び正当な理由なく勧告に従わなかった旨
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項  
(特定届出行為に係る変更命令等)

第16条 法第17条第1項の規定による命令は、変更命令書(第8号様式)により行うものとする。

2 法第17条第4項後段の規定による通知は、期間延長通知書(第9号様式)により行うものとする。

3 法第17条第5項の規定による命令は、原状回復等命令書(第10号様式)による行うものとする。  
(身分証明書)

第17条 法第17条第8項の身分を示す証明書は、景観行政団体立入検査員証(第11号様式)とする。  
(景観まちづくり重要物件の指定の通知等)

第18条 条例第18条第2項の規定による同意は、景観まちづくり重要物件指定同意書(第12号様式)により行うものとする。

2 条例第18条第3項の規定による通知は、景観まちづくり重要物件指定通知書(第13号様式)により行うものとする。

3 条例第18条第4項の規定による解除は、景観まちづくり重要物件指定解除通知書(第14号様式)により行うものとする。  
(景観重要建造物の指定の通知等)

第19条 法第21条第1項の規定による通知は、景観重要建造物指定通知書(第15号様式)により行うものとする。

2 景観重要建造物指定通知書には、省令第8条第1項第6号に掲げる事項を示す縮尺2,500分の1以上の図面を添付するものとする。

(景観重要建造物の標識の設置)

第20条 法第21条第2項の標識は、次に掲げる事項を表示した上で、公衆の見やすい場所に設置するものとする。

(1) 法第19条第1項の規定による指定に係る番号及び年月日

(2) 景観重要建造物の名称

(景観重要建造物の現状変更の許可の申請等)

第21条 法第22条第1項の許可(次項及び第3項において単に「許可」という。)を受けようとする者は、景観重要建造物の現状を変更しようとする日の60日前までに、景観重要建造物現状変更許可申請書(第16号様式)を区長に提出するものとする。

2 区長は、許可をしたときは、景観重要建造物現状変更許可通知書(第17号様式)により申請者に通知するものとする。

3 区長は、許可をしないときは、景観重要建造物現状変更不許可通知書(第18号様式)により申請者に通知するものとする。

(景観重要建造物の原状回復等の命令等)

第22条 法第23条第1項の規定による命令は、景観重要建造物原状回復等命令書(第19号様式)により行うものとする。

2 法第23条第3項の身分を示す証明書は、景観重要建造物立入員証(第20号様式)とする。

(景観重要建造物の管理に関する命令又は勧告)

第23条 法第26条の規定による命令は、景観重要建造物の管理に関する命令書(第21号様式)により行うものとする。

2 法第26条の規定による勧告は、景観重要建造物の管理に関する勧告書(第22号様式)により行うものとする。

(景観重要建造物の指定の解除)

第24条 法第27条第3項において準用する法第21条第1項の規定による通知は、景観重要建造物指定解除通知書(第23号様式)により行うものとする。

(景観重要建造物の管理の方法の基準)

第25条 条例第20条第4号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 景観重要建造物が滅失し、又は毀損するおそれがあるときは、直ちに区長と協議して当該景観重要建造物の滅失又は毀損を防ぐ措置を講ずること。

(2) 景観重要建造物を毀損するおそれのある枯損した木竹、危険な木竹等は、速やかに伐採すること。

(景観重要建造物の滅失又は毀損の届出)

第26条 条例第21条の規定による届出は、景観重要建造物の全部又は一部が滅失し、又は毀損した事実を知った日の翌日から起算して10日以内に、景観重要建造物滅失・毀損届出書(第24号様式)を提出して行わなければならない。

(景観重要建造物の所有者等の変更の届出)

第27条 条例第22条第1項及び第2項の規定による届出は、景観重要建造物所有者等変更届出書(第25号様式)を提出して行わなければならない。

(景観重要樹木の指定の通知)

第28条 法第30条第1項の規定による通知は、景観重要樹木指定通知書(第26号様式)により行うものとする。

(景観重要樹木の標識の設置)

第29条 法第30条第2項の標識は、次に掲げる事項を表示した上で、公衆の見やすい場所に設置するものとする。

(1) 法第28条第1項の規定による指定に係る番号及び年月日

(2) 景観重要樹木の樹種

(景観重要樹木の現状変更の許可の申請等)

第30条 法第31条第1項の許可(次項及び第3項において単に「許可」という。)を受けようとする者は、景観重要樹木の現状を変更しようとする日の60日前までに、景観重要樹木現状変更許可申請書(第27号様式)を区長に提出するものとする。

2 区長は、許可をしたときは、景観重要樹木現状変更許可通知書(第28号様式)により申請者に通知するものとする。

3 区長は、許可をしないときは、景観重要樹木現状変更不許可通知書(第29号様式)により申請者に通知するものとする

(景観重要樹木の原状回復等の命令)

第31条 法第32条第1項において準用する法第23条第1項の規定による命令は、景観重要樹木原状回復等命令書(第30号様式)により行うものとする。

(景観重要樹木の管理に関する命令又は勧告)

第32条 法第34条の規定による命令は、景観重要樹木の管理に関する命令書(第31号様式)により行うものとする。

2 法第34条の規定による勧告は、景観重要樹木の管理に関する勧告書(第32号様式)により行うも



のとする。

(景観重要樹木の指定の解除)

第33条 法第35条第3項において準用する法第30条第1項の規定による通知は、景観重要樹木指定解除通知書(第33号様式)により行うものとする。

(景観重要樹木の管理の方法の基準)

第34条 条例第24条第4号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 景観重要樹木が滅失し、又は枯死するおそれがあるときは、直ちに区長と協議して当該景観重要樹木の滅失又は枯死を防ぐ措置を講ずること。
- (2) 景観重要樹木を毀損するおそれのある枯損した木竹、危険な木竹等は、速やかに伐採すること。

(景観重要樹木の滅失又は枯死の届出)

第35条 条例第25条の規定による届出は、景観重要樹木の全部又は一部が滅失し、又は枯死した事実を知った日の翌日から起算して10日以内に、景観重要樹木滅失・枯死届出書(第34号様式)を提出して行わなければならない。

(景観重要樹木の所有者等の変更の届出)

第36条 条例第26条第1項第及び第2項の規定による届出は、景観重要樹木所有者等変更届出書(第35号様式)を提出して行わなければならない。

(景観協定の内容及び認可の申請)

第37条 法第81条第1項の規定により景観協定を締結しようとする者は、当該景観協定に同条第2項に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 景観協定の名称
- (2) 景観協定の目的
- (3) 景観協定を締結した者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

2 法第81条第4項の規定により景観協定の認可を受けようとする者は、景観協定認可申請書(第36号様式)に、次に掲げる書類を添えて区長に申請しなければならない。

- (1) 法第81条第2項各号及び前項各号に掲げる事項を記載した書面
- (2) 景観協定区域を表示する図面
- (3) 登記事項証明書(この書類がない場合は、本人又は権利者であることを証する書類)

(4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

3 区長は、法第81条第4項の認可をしたときは、景観協定認可書(第37号様式)により申請者に通知するものとする。

(景観審議会の組織)

第38条 条例第30条第1項に規定する千代田区景観まちづくり審議会(以下「景観審議会」という。)は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する委員をもって組織する。

(1) 識見を有する者 7人以内

(2) 区議会議員 4人以内

(3) 区民等 6人以内

2 景観審議会の委員(以下「審議会委員」という。)の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の審議会委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(景観審議会の会長及び副会長)

第39条 景観審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、識見を有する者のうちから審議会委員が互選する。

3 会長は、会務を総理し、景観審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(景観審議会の会議)

第40条 景観審議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、景観審議会の会議を招集するときは、招集日の7日前までに、議案を添えて、日時、場所その他必要な事項を審議会委員に通知しなければならない。ただし、特別の事情があるときは、その期間を短縮し、又は議案を添付しないで通知することができる。

3 景観審議会の会議は、審議会委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 景観審議会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(景観審議会の審議会委員以外の者の出席)

第41条 会長は、必要があると認めるときは、審議会委員以外の者を景観審議会の会議に出席させて説明させ、又は意見を述べさせることができる。

2 前項の規定により、意見を述べようとする者は、あらかじめ意見の要旨を会長に提出するものとする。

3 前項の規定により意見の要旨を提出した者は、会長が意見陳述を認めたときは、景観審議会の

会議において陳述することができる。

(景観審議会の幹事)

第42条 景観審議会に、幹事を若干人置く。

- 2 幹事は、区職員のうちから区長が任命する。
- 3 幹事は、景観審議会の所掌事務について審議会委員を補佐する。

(景観審議会の議事録)

第43条 会長は、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、保存するものとする。

- (1) 会議の開催年月日
- (2) 出席した審議会委員の氏名
- (3) 議事日程
- (4) 議事内容

(小委員会の組織)

第44条 小委員会は、第38条第1項第1号に規定する審議会委員のうち会長が指名するもの及び若干人の専門委員で組織する。

- 2 専門委員は、条例第30条第4項の規定により景観審議会から委任された事項（次条及び第46条において「委任事項」という。）について専門知識と実務経験等を有する者の中から会長が指名し、区長が委嘱する。

(小委員会の委員長及び副委員長)

第45条 小委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、小委員会の委員（専門委員を除く。）の互選により選出する。
- 3 委員長は、小委員会の会務を総括し、委任事項についての調査・検討の結果を景観審議会に報告する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(小委員会の委員の任期)

第46条 小委員会の委員のうち専門委員の任期は、委任事項について前条第3項の規定により景観審議会に報告したときまでとする。

- 2 小委員会の委員（専門委員を除く。）の任期は、前項に規定する任期の期間と景観審議会委員の任期の期間のいずれか短い期間とする。

(小委員会の会議等)

第47条 小委員会の会議等については、第40条、第41条及び第43条の規定を準用する。

(景観審議会及び小委員会の庶務)

第48条 景観審議会及び小委員会の庶務は、環境まちづくり部景観・都市計画課において処理する。

(景観審議会及び小委員会の運営)

第49条 この規則に定めるもののほか、景観審議会及び小委員会の運営に関し必要な事項は、会長が景観審議会に諮って定める。

(景観アドバイザーの委嘱等)

第50条 条例第31条第1項に規定する景観アドバイザーは、景観まちづくりに関して専門的知識を有する者から、区長が委嘱する。

2 景観アドバイザーの任期は2年とし、再任を妨げない。

3 区長は、第1項の規定により景観アドバイザーに委嘱したときは、委嘱簿（第38号様式）に記載するものとする。

4 第2項の規定にかかわらず、区長は、景観アドバイザーが次の各号のいずれかに該当する場合は、委嘱を取り消すことができる。

(1) 次項に規定する業務内容に違反するなど、著しく不誠実であると認められるとき。

(2) 委嘱辞退の申し出があったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、区長が取消しの必要があると認めたとき。

(景観アドバイザーの業務内容等)

第51条 景観アドバイザーの業務は、次に掲げる事項とする。

(1) 敷地面積（施行令第2条第1項第1号に規定する敷地面積をいう。）500平方メートル以上又は延べ面積（同項第4号に規定する延べ面積をいう。）3000平方メートル以上の建築物の新築又は増築に係る条例第13条第1項の規定による協議に対する支援

(2) 景観まちづくり重要物件、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定並びにこれらの物件等の保全・活用に関する支援

(3) 条例第29条に規定する区民等が自主的に行う景観まちづくりに関する支援

(4) 前3号に掲げるもののほか、区長が景観まちづくり上、必要と認めるもの

2 景観アドバイザーは、環境まちづくり部長の指名に基づき、業務を実施する。

3 環境まちづくり部長は、前項の指名をするに当たり、当該指名に係る景観アドバイザーの業務内容、業務場所及び業務時間を指定し、その旨を通知する。

(景観アドバイザーの守秘義務等)

第52条 景観アドバイザーは、業務を実施するに当たって、区の担当職員の指示に従うとともに、

その職の信用を傷つけ、又は、区の信頼を損なう行為をしてはならない。

2 景観アドバイザーは、業務の実施により知り得た秘密を漏らしてはならない。なお、その職を退いた後も同様とする。

3 景観アドバイザーは、業務を実施するに際し、自己又は所属する法人、団体等の宣伝、販売、勧誘等の活動を行ってはならない。

(景観アドバイザーに関する委任)

第53条 前3条に規定するもののほか、景観アドバイザーに関し必要な事項については、別に定める。

(委任)

第54条 この規則の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年7月1日から施行する。ただし、第11条第2項の規定は、令和3年4月1日から施行する。

(千代田区景観法に基づく景観計画の策定及び届出行為等に関する条例施行規則の廃止)

2 千代田区景観法に基づく景観計画の策定及び届出行為等に関する条例施行規則（平成31年千代田区規則第15号）は、廃止する。

(千代田区景観まちづくり条例施行規則の改正に伴う経過措置)

3 この規則の施行の際、現に千代田区景観まちづくり条例（令和2年千代田区条例第9号）による改正前の千代田区景観まちづくり条例（平成10年千代田区条例第17号）第27条第3項の規定により景観審議会の委員として委嘱され、又は任命されている者は、この規則の施行の日において、第38条第1項の規定により審議会委員として委嘱され、又は任命された者とみなす。

4 前項の規定により審議会委員として委嘱され、又は任命された者とみなされたものに係る審議会委員の任期は、第38条第2項の規定にかかわらず、令和2年9月17日までとする。

(千代田区地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例施行規則の一部改正)

5 千代田区地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例施行規則（平成8年千代田区規則第2号）の一部を次のように改正する。

第27条第4号中「千代田区景観まちづくり条例（平成10年千代田区条例第17号）第23条」を「千代田区景観まちづくり条例（令和2年千代田区条例第9号）第18条」に改める。

第37条を削る。

別表（第5条関係） 届出等対象行為

届出等対象行為の種別	手続		届出日又は通知日
法第16条第1項第1号の建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	建築基準法	第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による建築確認申請	申請の日の30日前
		第18条第2項の規定による計画通知	通知の日の30日前
		第20条第1項第1号の規定による構造方法の認定の申請	申請の日
		第43条第2項第1号その他の規定による特定行政庁の認定の申請	申請の日の30日前
		第43条第2項第2号その他の規定による特定行政庁の許可の申請	申請の日の30日前
		第58条の規定による都市計画で定めた基準の許可の申請	申請の日の30日前
		第68条の26の規定による特殊構造方法等の認定の申請	申請の日
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)	第17条第1項の規定による計画の認定の申請		申請の日の30日前
長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)	第5条第1項から第3項までの規定による計画の認定の申請		申請の日の30日前
密集市街地における防災街区の整備の促進に関	第116条第1項の規定による許可の申請		申請の日の30日前

	する法律(平成9年法律第49号)		
	環境影響評価法(平成9年法律第81号)	第15条の規定による準備書等の送付	送付の日
	東京都環境影響評価条例	第48条の規定による評価書案等の提出	提出の日
	行為の着手		着手の日の30日前
法第16条第1項第2号の工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	建築基準法	第88条第1項又は第2項において準用する同法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による工作物確認申請	申請の日の30日前
	都市計画法	第29条その他の規定による開発行為の許可の申請(同法第4条第11項の特定工作物に係るものに限る。)	申請の日
	行為の着手		着手の日の30日前
法第16条第1項第3号の都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	都市計画法	第29条その他の規定による開発行為の許可の申請	申請の日
		第34条の2第1項の規定による開発行為の協議	協議の日